

(別紙1) 利用料金表【居宅介護】

●障害福祉サービス負担上限月額等一覧

区分	負担上限額	世帯の収入状況
生活保護	0円	生活保護受給世帯
低所得1	0円	市町村民税非課税世帯で、サービスを利用するご本人の収入が80万円以下の方
低所得2	0円	上記「低所得1」以外の市町村民税非課税
一般1	9,300円	市町村民税課税世帯で、所得割16万円未満
一般2	37,200円	市町村民税課税世帯で、所得割16万円以上

●サービス利用料金

サービス利用料金は、障がい者自立支援法その他関係法令(以下、「障がい者福祉関連法令」とします。)に定める費用の額に準拠した次の金額となり、ご利用者様は、障がい者福祉法関係法令に定める介護給付費又は特例介護給付費等(以下、「介護給付費等」とします。)の額から90分の100を乗じて得た額から介護給付費等の額を控除した額(以下、「自己負担額」とします。)を、支払うこととなります。但し、ご利用者様の利用者負担上限額を超えた部分に関しては、市町村からご利用者様の代わりにサービス利用料金を受け取るものとします。

また、当事業所の地域区分は、障害者福祉関連法令に定めるもので、次の金額となります。

●基本料金:通常帯(午前8時～午後6時)対象

内容	時間(項目)	単位	自己負担額
身体介護 が中心で ある場合	30分未満	249	254 円
	30分以上1時間未満	393	401 円
	1時間以上1時間30分未満	571	582 円
	1時間30分以上2時間未満	652	665 円
	2時間以上2時間30分未満	734	749 円
	2時間30分以上3時間未満	815	832 円
	3時間以上(30分増すごとに+81単位)	896	914 円
家事援助が 中心で ある場合	30分未満	102	104 円
	30分以上45分未満	148	151 円
	45分以上1時間未満	191	195 円
	1時間以上1時間15分未満	232	236 円
	1時間15分以上1時間30分未満	268	273 円
	1時間30分以上(15分増すごとに+34単位)	302	308 円

●加算料金

内容	単位	自己負担額
介護職員処遇改善加算 I	ひと月あたりの総単位数に30.2%加算	
初回加算(初回月のみ1回)	200	204 円
利用者負担上限額管理加算(月1回を限度)	150	153 円
生活機能向上連携加算	100	102 円
緊急時対応加算	100	102 円

注1) 初回加算は新規にサービスの依頼をされ、サービス提供責任者が初回のサービス提供と同月に訪問または同行訪問をした時に加算します。

注2) 利用者負担上限額管理加算は、ご利用者様が「利用者負担上限額管理対象者」として市町村から認定され、且つ、当事業所以外の他のサービス事業所と契約を締結し、ご利用者様が当事業所に利用者負担上限額の管理を依頼した場合に加算されます。なお、利用者負担上限管理加算は、全額介護給付費等から支給されますので、ご利用者様の自己負担はございません。

注3) ご利用者様の居宅へサービス提供責任者と訪問リハビリテーションまたは通所リハビリテーション事業所の専門職(理学療法士、作業療法士、言語聴覚士を指す。以下専門職員)が同行して訪問し、共同で訪問介護計画を作成した場合に付与される加算です。

やまとヘルパーステーション

注4) 緊急時の対応は、サービス提供責任者がつき2回までご利用者様やご家族様から要請があった場合に訪問を必要と判断しサービス提供した時に加算します。

● 平常の時間帯(午前8時から午後6時)以外でサービスを行う場合

平常の時間帯(午前8時から午後6時)以外でサービスを行う場合は、次の割合で料金が割増されます。

- ・夜間(午後6時から午後10時まで): 25%増
- ・早朝(午前6時から8時まで): 25%増
- ・深夜(午後10時から午前6時まで): 50%増

● その他

※ 障害者総合支援法の法令(平成30年4月1日改正)に基づき定められた料金です。

※ 自己負担額は介護報酬告示額に前橋市の地域加算(1単位=10.21円)(7級地)を乗じて算出しています。

※ 介護職員処遇改善加算・・・介護サービスに従事する介護職員の賃金改善の為、上記自己負担額の月額合計金額の30.2%分が加算となります。(小数点以下は利用者様負担となります。)

※ サービス提供時間数は、実際にサービス提供に要した時間ではなく、障害福祉計画に位置づけた時間数によるものとします。なお、計画時間数と実際にサービス提供に要した時間が大幅に異なる場合は、障害福祉計画の見直しを行いません。

※ サービス提供を行う手順書等により、市町村が2人派遣を認めた場合は、ご利用者様の同意のもとヘルパー2人を同時派遣しますが、その場合の費用は2人分となり、利用者負担額も2倍になります。

※ 交通費・・・通常の事業の実施地域を超えてサービスを行う場合、超えた地点からご自宅までの片道の道のりを測定し、その距離の2倍に1kmを20円として積した額を交通費とします。ただし、端数は四捨五入し十の位までの額とします。

※ 料金の計算過程における端数処理により、実際の請求金額と若干異なる場合があります。

やまとヘルパーステーション